

# 令和2年度 第7回 東区自治協議会 会議概要

開催日時	令和2年11月26日(木) 午後2時から3時40分
会場	東区プラザ ホール
出席者	<p>【委員】</p> <p>國兼委員、作左部委員、和田委員、関根委員、野村(修)委員、長谷川委員、吉田委員、近藤委員、菊谷委員、月岡委員、野村(綏)委員、安藤委員、阿部委員、白井委員、太田委員、須佐委員、行田委員、後藤委員、佐藤(恵)委員、田中委員、貝津委員、高橋委員、山田委員、土田委員 計24名</p> <p>〔欠席：佐藤(清)委員、斎藤委員、中川委員、眞柄委員〕</p> <p>【事務局】</p> <p>(東区)石井区長、櫻井副区長(総務課長)、江戸地域課長、大谷区民生活課長、山田健康福祉課長、萩野保護課長、桑原建設課長、佐藤中地区公民館長、辰口石山図書館長、太田教育支援センター所長、東区社会福祉協議会阿部事務局長、地域課職員</p>
1. 開会	<p>(区長)</p> <p>本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今月中旬には市内に初雪が観測され、ニュースになりましたけれども、来週から師走です。南口のエントランスホールには、今年も県立大学の人間生活学部子ども学科の学生さんからクリスマスツリーの飾りつけをしていただいたことで、華やかに展示されています。いよいよ冬に入るということで、報告事項にもありますが、本日は除雪計画について説明させていただきます。寒くなってまいりましたが、体調管理に気をつけていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症についてですが、全国的には第3波に入り、1日の感染者数が過去最多を記録し、入院患者病床使用率がひっ迫しているような状況です。県内では、南魚沼市において大規模な感染が発生したということを受けて、今月11日には2回目となる新型コロナウイルス感染症の注意報が発令されたところです。新潟市内でも、西区の介護老人保健施設においてクラスターが発生しましたので、引き続き感染予防対策にしっかり取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>先週20日には、「東区自治会長・町内会長への感謝の集い」を実施し、長年に渡り地域の振興に多大なご貢献をいただいている皆様に感謝状をお渡しし、自治会・町内会の皆様の日頃の献身的な取組みに感謝申し上げたところです。</p> <p>最後になりますが、東区の区づくり事業については、コロナ禍の中、歴史浪漫講座、まち歩き、工場夜景バスツアーなど、順調に進めております。さらに東区市民劇団の演劇も、来週末に実施予定となっています。引き続き皆様とともに、東区の魅力を、東区役所公式インスタグラムも積極的に活用しながら情報発信してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまより、第7回東区自治協議会を開会いたします。</p> <p>(事務局)</p>

引き続き、議事に入ります前に、事務局から報告と確認をさせていただきます。

本日は、佐藤（清）委員、斎藤委員、中川委員、眞柄委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、出席者数が新潟市区自治協議会条例第9条第2項の規定に達しておりますので、本会議は成立しております。本日は、荒井市議会議員、豊島真市議会議員が傍聴に見えられておりますので、ご報告いたします。また、報道関係者から取材の申し出があった場合は、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、そのようにさせていただきます。

なお、会議中は、新型コロナウイルス感染予防のため、ご発言の際もマスクの着用をお願いいたします。

ここで資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、次第、座席表、資料1-1から資料6となります。そのうち本日お配りした資料は、次第と座席表となります。資料に不足がございましたら、お知らせください。

それでは、後藤会長より議事進行をお願いいたします。

2. 自治協議会関連事項(1)各部会報告

（後藤会長）

それでは議事を進行したいと思います。

はじめに、2「自治協議会関連事項」(1)各部会報告です。市民協働部門の第1部会から報告をお願いいたします。

（長谷川委員）

第6回の会議は、11月13日（金）に開催しました。

はじめに、令和2年度区自治協議会提案事業「高齢者の安心安全プロジェクト」についてです。落語家の林家木久扇師匠が出演している特殊詐欺被害防止DVDを視聴し、意見交換を行いました。主な意見として、詐欺の電話がくると普通の精神状態ではなくなってしまうため、怖いと思った時ほど落ち着かなければならないという意見、犯人の手口は非常に巧妙で、自分もひっかかりかねないと思ったという意見がありました。犯人は詐欺を仕事としていて、次から次へと新たな手口を考えてくるため、特殊詐欺のことで色々と知識を持っている人でも、ひっかかるということで怖いと思ったところです。他には、自分は大丈夫と思っている人が被害に遭うと聞くため、普段から家族と会話をするのが大事だと思うという意見、特殊詐欺にあわないための啓発を根気よく継続していくことが重要であり、様々な機会を利用して被害防止を周知していく必要があるという意見がありました。

そして、今年度の提案事業の取組内容についてです。特殊詐欺への注意喚起を促すシールの仕様やデザイン等について検討を行い、12月中にシールを完成し、1月から配布を開始することとしました。シールの仕様は、A5サイズ、再剥離が可能なもの、1枚の台紙には3つのデザインを入れることとし、玄関に貼るシールや電話機の近くに貼るシール、そして、受話器に直接貼るシールの3種類をデザインして入れることにしています。シールの裏側には、詐欺防止への注意喚起を促す文面やシールの使い方等を記載することとしました。作成枚数は1万枚を考えています。啓発方法ですが、老人憩の家、地域の茶の間等、高齢者が利用する施設に、自治協議会委員が出向き、啓発の声掛けとともに配布します。他には民生委

員による「ふれあい訪問」で配布を依頼する、公共施設等で配布する、警察に配布の協力を依頼するということとなりました。

次に、自治協会長会議で整理したコロナ禍における課題についてです。事務局より説明があり、意見を述べました。会議の開催方法、それによる新たな体制・運営の確立については、パソコンを所有し操作に慣れている必要があり、実現するには課題が多いという意見や、30人でオンライン会議をするのは、難しいのではないかと意見がありました。防災強化に向けた課題や取組については、コロナ禍における対応等を考えるきっかけをするべきではないかという意見、避難所運営委員会が大きな柱としてある中で、自治協議会としてどう関わっていくべきかイメージが出来ないという意見、自治協議会ができることは、地域住民への啓発や情報提供ではないかという意見がありました。

次回の会議は、令和2年12月11日（金）午前10時から開催します。

（後藤会長）

第1部会からの報告について、何かご質問などはありますでしょうか。

それでは、次に福祉・教育・文化部門の第2部会から報告をお願いいたします。

（田中委員）

第6回の会議は11月10日（火）に開催しました。

はじめに、令和2年度区自治協議会提案事業についてです。

まず、中学生向けリーフレットの作成についてです。事務局より説明の後、受託業者からの意見等も踏まえ、リーフレットの折り方、掲載内容、レイアウト等について検討し、下記のとおり決定しました。来月の部会では、受託業者が作成する原稿（案）を確認することとしました。記載内容としては、大きく3つあり、1つ目は、区内の子どもの居場所となる施設を掲載先として、具体的には、体を動かすことができる施設（公園等）、食事ができる施設（こども食堂等）、勉強ができるフリースペース、読書ができる施設（図書館等）、ボランティアができる施設を掲載する予定です。2つ目は、困ったときに相談できる問い合わせ先として、SNSのトラブル、いじめ等の人間関係、体のコンプレックス、勉強や将来について掲載する予定です。3つ目は、書籍の紹介ということで、担当委員のおすすめの3冊を写真と紹介文をつけて掲載してはどうかとなりました。レイアウトとしては、表面に区内の子どもの居場所となる施設、東区の地図、裏面に困ったときに相談できる問い合わせ先、書籍の紹介とし、A3両面2つ折り+巻3つ折り（DM折り）とすることとしました。来月の部会では、受託業者が作成する原稿案を確認しますが、現段階での原稿を東区の校長会等にも確認いただいているので、意見があれば反映させたいと思っております。

そして、不登校児童生徒の居場所づくりに関連する勉強会についてです。事務局の説明後、見学施設や招へいする講師についての意見交換をしました。今回の意見を踏まえて、事務局で勉強会の内容（案）を作成してもらい、来月の部会で検討することといたしました。主な意見としては、子どもに関する様々な取組を行っている「新潟市こども創作活動館」を見学するのはどうかという意見、中央区の適応指導教室「ぐみの木教室」を見学し、担当者から説明を受けるのはどうかという意見がありました。

次に、自治協会長会議で整理したコロナ禍における課題についてです。事務局より自治協

会長会議で整理したコロナ禍における課題について説明があり、意見を述べました。主な意見は、所属する団体で Zoom を利用した会議を実施したところ、顔も見え、話したいことも話せて大変便利だったため、もし活用できれば、1か所に集まらずに会議ができるのではないかと感じたという意見がありました。

次回の会議は、12月8日（火）午後3時30分から開催します。

（後藤会長）

第2部会からの報告について、何かご質問などはございますでしょうか。

それでは、続きまして産業・環境部門の第3部会から報告をお願いいたします。

（國兼委員）

第7回の会議は11月12日（木）に開催しました。

はじめに、令和2年度区自治協議会提案事業についてです。

まず、「東区バス利用マップ」の作成について、事務局より仕様の概要等について説明があった後、受託業者の作成したラフ原稿や他のガイドマップ等を参考に、掲載内容を検討しました。来月の部会では、今回の意見を反映した原稿案を確認することとしました。掲載内容とレイアウトについてですが、見開き部分に、3つ程度のモデルコースとそれに対応するマップを掲載し、裏表紙には、モデルコースで紹介できなかった施設やスポットをピックアップしながら掲載することとなりました。主な意見としては、区バスに乗ってみたいと感じてもらうためには、試しに乗ってみようと思えるようなモデルコースを載せられたら良いのではないかという意見、バスダイヤ等によって行ける場所が制限されるが、今までにない切り口を提案するという事で、モデルコースを大きく掲載したらどうかという意見がありました。区民を対象にするのであれば、区バスで行けることを知らなかった場所や穴場を紹介できるよう、おすすめスポットや施設をマップ上に掲載することも良いのではないかという意見もありました。

そして、東区バスの路線の見直しに向けた現状分析についてですが、事務局より事業内容等の説明を受け検討した結果、第3部会の提案事業として、東区バス路線見直しに向けた現状分析を業務委託で実施することとしました。この分析結果等を路線の見直しに向けた基礎データや検討材料とするほか、交通ジャーナリストの鈴木氏との勉強会のテーマとして活用していくこととしました。目的としては、既存資料やビッグデータ等を活用して現状分析を行い、今後の東区バスの路線見直しの必要性等を整理することとしました。業務内容としては、東区バスの利用状況の分析、考察、そして報告書作成となっています。

次に、自治協会長会議で整理したコロナ禍における課題についてです。事務局より自治協会長会議で整理したコロナ禍における課題についての説明があり、意見を述べました。主な意見としては、会議がオンラインで開催され、会社や自宅から参加する場合、専用の部屋やスペースがないと雑音や電話等が入り、会議への参加に支障が出る可能性があるのではないかというような意見がありました。

次に、新潟市都市計画マスタープラン「区別構想」の策定についてです。建設課より、これまでの意見を踏まえた「区別構想」のテキスト案が提示され、それについて意見を述べました。意見については、次の報告事項のところでも少し述べさせていただきたいと思っております。

ます。

次回の会議は、12月10日（木）午前10時から開催します。

（後藤会長）

第3部会からの報告について、皆様から何かご質問などはありますでしょうか。

（行田委員）

第1部会からの報告にあった特殊詐欺被害防止DVDについてですが、第1部会だけではなくて、できるだけ大勢の方に見てもらった方が良いでしょうけれども、どこかで借りられるのですか。もし借りられるのであれば紹介していただいてもいいのではないかと思います。

（長谷川委員）

実際に見てみて、高齢者などには良いのではないかと思います。東区では総務課が窓口となって自治会やコミ協などの団体に限定して、市の市民生活課から借りることができるように聞いています。

（後藤会長）

そのほかにありますでしょうか。

各部会長から今年度の提案事業の進捗状況について報告がありましたが、それぞれ事業の実施に向けて引き続きよろしくお願いいたします。

（山田委員）

第3部会の区バスに関連してですが、東区から中央区の古町の方へ行きにくくなったという区民の意見が前から出ていると思います。昨日の「市長とすまいるトーク」でも、話がありました。もし出来たら、区バスで中央区にも乗り換えなしで行けるような路線も考えていただくことはできないかなと思います。

もう1点なのですが、以前は、木戸地域から船江町方面へ向かう新潟交通の路線があったのですが、路線が廃止になってしまいました。現在、東区バスの河渡ルートが出来たことで、木戸地域から東高校へ子どもたちが通いやすくなりました。多くの生徒たちが利用していますので、それも引き続きお願いできればと思います。

（國兼委員）

東区から中央区へ行きにくくなったという話についてですが、区バスでは牡丹山経由で新潟駅南口へ向かうバスがあります。また、今工事をしていますが、新潟駅の高架化の工事が終われば、ある程度乗り換えなどができるようになるのではないかと思います。今回、第3部会から市に提出した要望書にもありましたが、小型ノンステップバスへの入れ替えが実現すれば車両を市が所有することになります。交通ジャーナリストの先生と相談しながら、区バスの利便性向上について考えていきたいと思っています。とにかく駅の高架化の工事が終わらないうちは、その辺との兼ね合いもありますし、新潟交通とも色々な話をしていかないと難

しいということもありますので、それらの様々な状況を踏まえながら、第3部会としても対応していきたいと考えています。

(野村(修)委員)

万代シティや万代橋を越えた古町方面というような意味合いで中央区とおっしゃっておられるのでしょうか。中央区の具体的にどの辺を想定されておられるのか、もう少し細かい町名を挙げていただければありがたいと思います。

(山田委員)

古町まで行けたら一番良いのですが、それは難しいのかと思います。あくまでも希望です。

(江戸地域課長)

地域課から補足をよろしいでしょうか。区バスで古町方向まで行けたらというお話なのですが、基本的に区バスの目的というのは、区役所に行く手段ですとか、身近な生活交通として、例えば新潟交通のバスでは足りないものについて補完するといった役割です。古町の直行便が減ったので、その減った分を区バスで走らせるというのは、少し目的が違うかと思います。ただ、國兼部会長がお話されたように、今後、路線のあり方等、そのようなことについても色々なデータをもとに検証していきたいと思っています。東高校の話もありましたが、どのような形が一番良いのかということは、今後、自治協議会の皆さんとも色々検討していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

(区 長)

今ほど江戸地域課長からもお話しさせていただきましたが、9月に第3部会から、公共交通に関する要望書をご提出いただきました。その中で、小型ノンステップバスの導入、区バス関係の充実ということで要望をいただいております。まずは現状をしっかりとらえ、そして公共交通としての役割、これは新潟交通が担っている部分、それからそれを補完する区バスの位置づけなど、役割分担を整理しながら、今のニーズに合ったより使いやすいルートを検討していきたいと思います。また、4、5年先なのかははっきりとは分かりませんが、新潟駅の高架化プラス栗ノ木バイパス高架化工事の影響による路線の変更の必要もあるかもしれませんので、しっかり次のニーズに備えた路線についても、皆様のご意見をいただきながら考えていきたいということです。

(2) 委員  
推薦会議報  
告

(後藤会長)

では、次に(2)委員推薦会議の報告です。座長に代わり、私から報告させていただきます。資料2をご覧ください。第3回委員推薦会議は、11月17日に開催いたしました。

はじめに、第1号委員の推薦依頼について、12月23日の東区内地域コミュニティ協議会連絡会において配布する依頼文を確認しました。

次に、次期委員の推薦団体等についてですが、第2号委員、第3号委員の再任意向確認の状況を共有し、次期委員の構成や選任方法について検討しました。

最後に、公募委員の選考について、今後のスケジュールを確認し、12月20日の区だよ

<p>(3) 自治協議会会長会議で整理したコロナ禍における課題について</p> <p>3. 報告事項(1)令和</p>	<p>りて募集を開始することとしました。併せて応募者の選考基準等について検討しました。委員推薦会議からの報告について、何かご意見やご質問はありますでしょうか。</p> <p>それでは、次に(3)自治協議会会長会議で整理したコロナ禍における課題についてです。こちら、私から説明させていただきます。資料3をご覧ください。</p> <p>こちらは、8月の区自治協議会会長会議で整理したコロナ禍における課題について、市民協働課から示された様式により、私がまとめたものになります。</p> <p>はじめに、自治協提案事業のあり方についてです。今年度後半での実施の可能性については、先ほど部会長からの報告にもありましたとおり、各部会とも普及啓発事業に取り組んでおりますので、コロナ禍においては、各事業のテーマに沿った普及啓発を行う方向で検討し、勉強会などにより、区内の現状や課題の把握に努め、啓発グッズやリーフレットを作成・活用した事業を実施すると記載しました。部会で検討する際に重視したポイントや自治協提案事業のあり方についても、記載のとおりです。</p> <p>2つ目の防災強化に向けた課題や取組についてです。こちらは、防災を担当する第1部会から避難所運営の課題など、コロナ禍における防災に関する課題について意見を伺いました。課題としては、各地域において避難所運営委員会が主体的に取り組んでいるものの、区民の意識として、コロナ禍における対応方法や避難所に関する知識について、十分に理解が深まっていないように感じる、ということが挙げられました。自治協議会として取り組めることは、区民や各地域活動団体への情報提供や、コロナ禍に対応した必要な知識を習得するための啓発活動ではないかといたしました。</p> <p>3つ目の会議の開催方法や新たな体制・運営の確立についてです。こちらは、所属団体や勤務先におけるオンラインの活用事例について、事務局から各部会で意見を聞いてもらいましたので、記載のようにまとめました。課題については、皆様からの意見と同様に、私自身も自治協議会の会議をオンラインで開催するのはなかなか難しいものを感じておりますので、そのように記載いたしました。私個人の体験を少し話しますと、学校の授業でオンラインを使って夏休み前に前期の授業を行ったのですが、新潟、岩手、東京、大阪などにいる人が一同に会して授業が出来ますので大変便利です。基本的なこと、最低限やっていきたいことは全てやれましたが、どうしてもオンラインでは伝わらないようなものもあるようでして、それが何なのかははっきりとは言えないのですが、情報以外のものというのでしょうか、そういうものを感じたところです。</p> <p>こちらの案について、皆様から何かご意見などはございますでしょうか。</p> <p>それでは、当自治協議会からは、このように回答することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、このように提出し、次回の会長会議での協議内容については、後日報告させていただきます。</p> <p>次に、3「報告事項」(1)令和2年度除雪計画についてです。桑原建設課長から報告をお願いいたします。</p>
---	--

2年度除雪  
計画につい  
て

(桑原建設課長)

それでは、令和2年度の除雪計画について、ご報告させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。令和2年度除雪計画についての資料となります。

はじめに、車道除雪についてです。車道除雪につきまして、国県道は、例年通り安田新潟自転車道線を除いた全路線、全区間の35.2キロメートルを除雪します。新潟市道につきましては、宅地開発などで増えた472メートルを加え、延長は399.6キロメートルを除雪します。資料の2枚目には、除雪の計画路線図を添付しております。この路線図につきましては、12月6日の東区だよりも掲載し、区民の皆様にもお知らせします。

次に、歩道除雪についてです。歩道の除雪は、通学路や歩行者の通行が多い路線を基本として行い、除雪の延長は、国県道が3.1キロメートル、新潟市道が33.1キロメートル、合計36.2キロメートルの除雪を行います。

次に、自治会で行う道路除雪についてです。まず、コミュニティ除雪登録団体への支援についてですが、10月31日現在、歩道のコミュニティ除雪には23団体から登録をいただいております。登録団体のうち、歩道除雪機械の貸与を希望する団体へ機械を貸与しており、今年度は13団体に貸与するとともに、本日の午前中には山の下まちづくりセンターで除雪機械の実技研修会を開催し、33名の方からご参加いただきました。また、歩道除雪機械を購入する場合、100万円を上限としまして、購入費の2分の1を助成する制度も設けています。

そして、自治会、町内会による除雪委託への支援についてです。除雪路線になっていない新潟市道や、農道、あるいは私道などについては、助成制度や奨励金交付制度を設けていますので、この制度を利用していただき、自治会、町内会で除雪をお願いしたいと思います。なお、道路の種類やかかった除雪費用により助成額が異なりますので、助成を受ける際にはご確認いただきますようお願いいたします。この助成制度につきまして、詳しくはこの冬も新潟市自治会除雪制度についてというお知らせを、自治会長の皆様宛にお送りし、お知らせすることとしております。

最後に、本日は、資料として「にいがた『ゆきみち』ガイド」も併せて配布しています。このパンフレットは、市の道路除雪に関して、市民の皆様にも周知しご理解いただくため、平成30年度に作成したものととなります。後ほどご覧いただければ幸いです。

ここ2年間は、小雪のため除雪作業自体があまりありませんでしたが、ひとたび雪が降れば除雪作業が必要となってきます。この冬も市民の皆様のご理解とご協力を得ながら除雪作業を行っていきたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

(後藤会長)

ただいまの報告につきまして、ご意見やご質問はありますでしょうか。

(野村(修)委員)

東区は該当がないと思いますが、広域農道についてです。他区のことでは恐縮ですが、例えば西蒲区に、国道116号線のバイパスになっているような大規模な農道がありますが、市の道路管理者としての除雪というものはあるのですか。お分かりでしたら教えてください。



(桑原建設課長)

今ほど、西蒲区の例で、116号線に沿ったバイパスのような農道ということですが、市の中でも私ども建設課が管理する道路や、中には農地部門が管理する道路もあり、基本的に道路の除雪につきましては道路を管理する部署が除雪を行うということとなります。

(野村(修)委員)

道路法上の道路管理者でなくても、必ずどこかに道路を管理する部署がある訳なので、そういう説明だと承りました。

(國兼委員)

大体積雪何センチになったら出動するのでしょうか。何か基準はあるのでしょうか。

(桑原建設課長)

積雪の基準ですが、まずこの資料の路線図をご覧ください。ここで色分けや区分はしていませんが、この中でも道路の交通量の規模などに応じて、まずは幹線道路など大きな道路につきましては5センチで出動します。その後、もう1つのランクとしては、10センチで、10センチの中でも、実質的に、私ども区役所の建設課から指示がなくても除雪をする業者が待機して自主的に除雪する路線と、私ども区役所の建設課からお願いをして出動してもらう路線があります。この路線図の中にはその区分がされていませんが、そのような区分で除雪作業を行っています。

(月岡委員)

積雪の基準というのは、どこの区の基準なのでしょうか。区によって積雪の量が違うと思いますが。

(桑原建設課長)

区の中でも雪の降り方は違うので、新潟バイパスの北側と南側で2つに区分しまして、それぞれの地域で雪の降り方を見て、先ほど説明した基準に達したときに除雪を行います。

(月岡委員)

平均値で判断するのでしょうか。

(桑原建設課長)

平均値ではなく、それぞれです。

(行田委員)

除雪機を貸与するということですが、どういう機械で、資格がなくても使えるというものなのかということと、希望する団体に貸与ということは、希望する団体が増えても、ある程度の数はあるという意味なのでしょうか。

(桑原建設課長)

まず、除雪機の貸与ですが、小型の除雪機になりまして、何かの免許が必要ということではありません。先ほど説明させていただきましたが、毎年除雪機を貸与する団体の方には、実技の講習会を行っておりますのでそれに参加していただきたいということです。

(行田委員)

今回23団体のうち13団体に貸与ということは、他の10団体は希望していないということなのですか。

(桑原建設課長)

そうですね。登録団体の中で13団体の方が機械を希望されたということで、他の団体の方は機械を使わないで除雪されるということです。

(行田委員)

もし10団体が希望した場合は、23団体全部に貸与出来るという意味合いでとっていいのでしょうか。

(桑原建設課長)

すみませんが、後日お答えさせていただきます。

(2)「都市計画マスタープラン」の改定について

(後藤会長)

それでは、次に進みます。次に(2)「都市計画マスタープラン」の改定についてです。こちらは、國兼部会長から報告をお願いいたします。

(國兼委員)

この「都市計画マスタープラン」ですが、第3部会が建設課から話を聞き、検討や意見を述べてきた結果についての報告です。

第3部会では、8月からこれまで5回、建設課から説明を受け、「都市計画マスタープラン」の区別構想の策定について意見交換や協議を行ってまいりました。統計のデータから、東区の暮らしや土地利用などの現状を説明してもらい、そして生活環境などに関する課題、それから東区がこうあったら良いという意見を述べてきました。はじめは大きな区の方向性ということで、なかなか意見をするのも難しいものでしたが、5回に亘り意見交換をしてきた中で、地域の課題や特色などについての意見を出し、整理してもらったところです。それらの第3部会からの意見を踏まえ、建設課で生活環境、産業、公共交通などの視点ごとに区別構想に記載する要素や色々な案を示していただくということです。

ここまで私から報告をしましたが、詳細については、建設課長から説明していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(桑原建設課長)

「都市計画マスタープラン」の改定及び区別構想の策定につきましては、7月の第4回自治協議会におきまして説明しましたとおり、第3部会で検討を進めるということで、これまでに5回、第3部会の皆様と意見交換をさせていただき作業を進めてきました。資料5-1をご覧ください。資料は、区別構想策定プロセスをまとめたもので、上の段には全体作業スケジュールを、下の段には作業プロセスを記載しています。

8月6日の第3部会におきまして「都市計画マスタープラン」の改定について説明させていただいた後、9月10日の部会では、ステップ1「現状確認」として、区内の各地区の人口や世帯数の推移、土地利用の状況などの基礎データを基に、東区の現状や課題、特徴について確認を行いました。9月24日の部会では、ステップ2「要素抽出」として、区別構想に組み込む要素及び方向性について意見交換を行い、委員の皆様からは「住みやすい環境での子育て」や「自然環境の保全・活用」、「雇用の場としての存在」などの意見をいただきました。10月8日の部会では、ステップ3「内容整理」として、9月の意見交換を基に、10年後の東区を見据えて、区別構想に組み込む要素を整理し、「住みやすいまちづくり」や「賑わいの創出」「公共交通の円滑化」などの要素を区別構想に組み込むこととしました。直近の11月12日の部会では、ステップ4「区別構想作成」として、部会で議論いただいた要素や意見を基に作成した区別構想に記載する方向性の文章の(案)を提示し、委員の皆様と意見交換を行いました。詳しい内容につきましては、後ほど資料5-3にてご説明させていただきます。今後の作業としては、12月の部会で区別構想(案)について再度意見交換をさせていただき、1月の部会では、ステップ5として、区別構想図を含めた区別構想(案)を作成し、その後、自治協議会において説明させていただきたいと考えております。

続きまして、資料5-2をご覧ください。こちらは、第4回自治協議会でもお示ししておりますが、平成20年度に作成した現在の区別構想となります。こちらの区別構想を改定する作業を行っているということで、再度、参考として資料を添付させていただきました。現状としては、左側の区づくりの方向性について検討を行っている段階となります。

続きまして、資料5-3をご覧ください。こちらは、11月12日の部会でお示した資料となります。資料を1枚めくっていただきますと、左側の上段に現在の区別構想図を示しております。市街地や集落、農地が色分けされており、山の下・河渡地区、木戸・大形地区、石山地区の3地区を生活拠点として、また新潟西港と新潟空港を機能拠点として位置づけております。左の下の段には、現在の区別構想がまとめられており、東区の将来像として「暮らしと産業の調和を活かした世界と共生するまち」を掲げ、青で着色された「生活環境」、「広域交流拠点」、「自然環境」、「農村集落」、「都市整備」の5つの視点が整理されております。第3部会とのこれまでの検討により、青で着色された5つの視点に、その右側にあります赤で着色された「地域産業」「公共交通」を新たに加え、7つの視点から区別構想の案を作成していきたいと考えております。「地域産業」については、東区の特徴である産業・ものづくりを内外に発信し、最近では工場夜景バスツアーなど、新たな魅力づくりの取組が進められているとともに、今後も工場、あるいは事業所の操業環境の維持保全に向けた取組が必要であること、また、「公共交通」については、第3部会のテーマでもある「区バスの充実」を絡め、区民の身近な移動手段の充実が必要であることから、新たな視点として加えております。

右側の部分から次ページ以降は、それぞれの視点ごとに現在の区づくりの方向性と、部会で検討いただいた区別構想に加える要素、方向性のテキスト文章を作成するにあたって、そ

の材料として整理した主語、手段、目的の単語、最後に現段階の方向性（テキスト）の案を記載しております。

まず、右側上段の「生活環境」については、部会でも多くの意見が交わされ、加えるべき要素やキーワードも多くなっています。テキストの案としては、子育て環境や安心・安全、地域のニーズといった単語を入れ、「多様な世代が住みやすいまちを目指す」としています。また、カッコ書きの部分は、新たなまちづくりについて記載しておりますが、本庁の都市計画課が行っている今回の「都市計画マスタープラン」の全体構想と調整を図りながら検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、下段の「広域交通拠点」については、機能拠点として位置づけ、新潟空港と新潟西港について記載しています。加える要素としては、「賑わいの創出」とし、拠点性を活用した連携により、地域産業の発展と賑わい創出を目指すとしてしました。なお、広域交流拠点そのものの強化、空港、あるいは西港の強化につきましては、「都市計画マスタープラン」の全体構想に位置づけられるものと認識しております。

資料を1枚めくっていただきまして、次のページをご覧ください。続きまして、左側上段の「自然環境」についてです。阿賀野川や通船川といった水辺空間について記載しております。加えるべき要素としては、水辺空間の保全、賑わい、活性化としているとともに、今回新たにじゅんさい池の保全と活用の記述を追加しております。

下の段、「農地と農村集落」に関してです。東区の東南部に広がる農地と農村集落について記載しております。加える要素としては、農村集落の維持、保全とし、自然環境の維持と併せ、農村の維持や担い手の育成、生活環境づくりを加えております。

続きまして、右側の上の段、「都市整備」についてです。この都市整備については、これまで広域基幹道路網の整備について記載しておりましたが、区内の基幹となる道路の整備が概ね完了しており、今後は交通の円滑化や安全対策が主軸となっていくことから、幹線道路の整備自体を目標と捉えず、公共交通、交通環境と併せて整理したいと考えております。

次は今回の改定で新たに加える視点の「地域産業」についてです。加える要素としては、「事業環境の保全」や、「雇用の確保・創出」、「生活エリアとのつながり」とし、古くから工業・産業の地として発展してきた「山木戸・榎地区」、「卸団地地区」、「木工団地地区」を産業集積エリアとして位置づけ、その特性を損なうことなく雇用の場として守り、強化することで、魅力の発信とまちの持続的な発展につなげていくこととしました。

次のページをご覧ください。まず上の段については、「公共交通」についてです。こちらも新たに加える視点で、要素としては公共交通の南北強化や利便性の向上が挙げられており、先ほど説明いたしました都市整備の要素も加えて作成しております。幹線道路については、交通の円滑化や安全対策について触れており、併せてJR駅などの交通結節点の機能強化を進めることとしています。また、カッコ書きでは、区バスをイメージし、区内の身近な移動手段の充実を図っていくこととしています。

最後に下の段、「その他」となりますが、区役所周辺について記載しております。区役所周辺には、行政機能のほか、福祉、文化施設が配置され、自然と人が集まるような「区のまんなか」として、賑わいと交流の拠点となるまちづくりを進めていくことで、区別構想に加えたいと考えております。

前回の第3部会において、以上のような説明をさせていただき、部会の皆様からは、概ね

良いのではないかと評価をいただいておりますが、意見として、東区の将来像にある「世界と共生」の部分、特に「共生」という部分が、現在の目標や取り組み方針と合っていないのではないかと、また、東区内に「あるもの、残っているもの」を最大限に活かしてはどうかなどといった意見もいただいておりますので、次回の部会までに区別構想案を修正し、再度ご意見をいただきたいと思いますと考えております。

(後藤会長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

(長谷川委員)

色々と詳しい、部門別のものを説明していただきました。このコロナの影響で、これをするにはやはりお金もかかるなど、スケジュールにも響いてくるのかなというのが、私の実感として思ったところです。

私は出身が木戸地域コミュニティ協議会ですが、竹尾地区では花を栽培しており、後継者がいなくて非常に弱っています。今、稲作だけではなくて、花の栽培でも後継者がいないということで、ある一部分の敷地が住宅に替わるといような話も聞いております。これから取り組んでいくには、課題が沢山あると思って聞いていたところです。

(後藤会長)

では、第1部会の方からもうお1人、関根委員はいかがでしょう。

(関根委員)

今の説明を聞いた感想と、要望をお話したいと思うのですが、まず、とても丁寧に議論されて練られたプランだと思いました。特に東区の課題を受け止めて、10年後の東区というターゲットを置いているというのは素晴らしいと思いました。それから、資料3の柱を見てみますと、これは、本当に東区の特徴、あるいは東区の強みがここに出ているので、もう少し整理すると、とても一般受けもする良い柱だと読み取らせていただきました。それから要望ですが、これはマスタープランですので、今後は実際にももう少し具体的なプランに落とし込んでいき、そこから重点的な施策や活動に落とし込んで、目に見える成果が出ないと、せっかく議論しても意味がないと思います。そこを見据えた行程表を作りながら進めていただくと、本当に皆さんが議論したことが生きてくるのではないかと考えています。

少し話はずれるかもしれませんが、私は新潟空港やじゅんさい池の近くに住んでいます、じゅんさい池のしだれ桜は、今は涙が出るくらい可哀そうな姿なのです。資料は10年以上前の写真だと思うのですが、じゅんさい池の賑わいということになると、しだれ桜を再生したら、地域住民が拍手喝采すると思います。そういう形で、全部でなくてもいいので、目に見える形の成果を出していただければ良いかと思えます。新潟空港については、東区のものではないので、とても難しいと思えます。県や国がシステムそのものを握っている訳ですが、私たちには何ができるのか、新潟県ではここにしか空港がなく、そういう面では本当に貴重な財産だと思います。少し前なのですけれども、とても心に残った新聞記事があります。新潟-香港線というものが開通して、香港の第1便が新潟空港に来たときに、香港の人たちがびっくりしたという記事があり、質素な出迎えて、我々はこのくらいの歓迎しかされていない

のかということが書かれていました。ここは皆がしっかり受け止めて、単に掛け声だけではなく、やはり動かなければいけないところだったのかなと思いました。地域住民などが一体化しないと出来ないのではないかと思いますので、空港のシステムや中身には入れないけれども、賑わい、活性化のために私は知恵の出どころではないかと思います。

(後藤会長)

第2部会から、田中部会長、何かございますでしょうか。

(田中委員)

「都市計画マスタープラン」について、資料を事前にいただいたときからとても素晴らしいと思っていました。資料5-3の図を見ていて、まず、自然環境のところについてです。阿賀野川公園は、野球場やサッカー場、テニス場、遊具もあり、市民の憩いの場として、大変パフォーマンスの高い公園だと思いますので、より拡張をお願いします。一方で、私は、越後石山駅のすぐ近くに住んでいるのですが、いつの間にかスケートボード禁止という札が立っていて、よく考えるとスケートボード可というところはあまりないと思っていました。スケートボードが出来るような場所も整備した方が良いというのは個人的な意見ですが、少し反映していただきたいと思います。それから第3部会の皆さんを中心に、公共交通の充実についてお話をされていたと思いますが、商店街も駐車場の確保が出来ない箇所も多く、また、免許を返納された高齢者など、車を持っていない高齢者の方の移動問題があります。先ほど幹線道路の拡充だけが目的ではないというような桑原課長のお話にもあったとおりで、やはりバス等、公共交通に頼るしかないという方がいるということに目を向けられてというのは非常に良い視点だなと思っておりますし、地域産業についても、東区の強みを最大限に活かしたものだと思っています。

公共交通なのですが、分かりやすいのが1番と思っていて、赤道と言えれば誰もが知っていますので、例えば赤道を1台のバスが1日中ぐるぐる行ったり来たりして何本もつなぎ、そして横の線でそれぞれ乗り換え線があるというようにすると、どこに行きたい時も赤道で降りて、そして横のバスに乗れば良いというような、分かりやすいのが良いのではないかと思います。また、料金も、乗り換えをするたびに料金を取られると、何となくバスへの足が遠のいてしまうように思いますので、1回乗り換え無料とか、そういったものもあると良いかなとは、この資料を見て思ったところです。

(後藤会長)

最後に、佐藤副会長からもお願いできますでしょうか。

(佐藤(恵)委員)

大変素晴らしい、やはり東区を考えてくださっているマスタープランだと思います。ですが、1つ要望がありまして、生活環境の区別構想図に、健康寿命に対応した視点があっても良いのではないかと思います。高齢者が積極的に地域社会に参加し、生きがいをもって生活できる環境整備をすることも重要だと思っております。運動普及推進委員として多くの高齢者の方にお会いし、ライフステージに対応した生活環境の重要性をすごく感じております。

(桑原建設課長)

私の説明の中でもお話しさせていただきましたが、今日お示しさせていただいたのは、直近で第3部会に提示した現段階の案となっております。今日、委員の皆様から色々な意見、あるいは要望をいただきました。反映できるところを組み込み、また再度案を練って、また第3部会の皆様と意見交換、検討を行いたいと思います。

また、今後の議論ですとか、「都市計画マスタープラン」の全体構想の検討状況によっては、多少修正が出てくることもあるかもしれませんが、最終的な区別構想については、1月の自治協議会でまた説明させていただきたいと思います。

(國兼委員)

本当に貴重なご意見をありがとうございました。第3部会としても、3、4回目くらいからようやく意見交換が活発になり、一度自治協議会の全体会議の場である程度お示ししなければいけないということで、建設課からもご協力いただき、このような場を設けさせていただきました。第1部会、第2部会の方で、今回この資料をご覧になっていただき、メモでも良いので、意見がありましたら教えてください。当然、第3部会の席で話しますが、要望があれば、建設課にお願いしてマスタープランに組み込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(後藤会長)

それでは、第3部会の方を中心に、第1部会、第2部会の方も巻き込むということで、引き続き協議をお願いいたします。

(3) 次期「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画」の素案について

では、次に(3)次期「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画」の素案についてです。山田健康福祉課長と東区社会福祉協議会の阿部事務局長から報告をお願いいたします。

(山田健康福祉課長)

先月の自治協議会において、説明させていただきましたが、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します「東区地域福祉計画・地域福祉活動計画」の素案について説明します。こちらは、地域福祉推進の主体である地域住民や地域団体、事業所などの参加を得まして、地域課題を明らかにするとともに、その解決の目標や取組等を共に連携・協働し推進していく「地域福祉計画」と、社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」から構成されています。私から東区地域福祉計画について説明した後、東区社会福祉協議会から地域福祉活動計画について説明させていただきます。計画の内容は、現行の計画を踏まえたものとなっておりますが、新たな視点といたしまして、国において取組を進めている「地域共生社会」の実現を目指し、「つながり」「支えあい」や、ネットワークの強化、お互いの個性や多様性が尊重されるという視点を計画の中に盛り込むこととし、理念や基本目標について東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の委員の方々からのご意見をいただきながら素案を作成しているところです。

それでは、主な点を説明させていただきます。素案の12ページをご覧ください。基本理念は、「地域の人々とのふれあいや支えあいのなかで、みんなの顔が見え、元気で安心して暮らせるまち」としまして、地域における誰もが思いやりをもち、互いに認め合い、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、つながり、支えあい、健康で元気にいきいきと安心して暮らせるまちを、地域住民、地域団体、事業者、区社会福祉協議会、区役所等の協働により目指すとしています。基本理念を実現するために、5つの基本目標を掲げています。「支えあい、助けあい、つながりあうまちづくり」、「健康で住みやすいまちづくり」、「安心・安全に暮らせるまちづくり」、「だれもが集まれる機会・場づくり」、「情報の提供と相談支援体制の充実」です。地域で暮らす誰もが安心して暮らすために、人と人、人と社会がつながり、互いに支えあい、助けあうまちづくりや元気にいきいきと暮らしていくことなどを目指して取組を進めていきます。

続きまして、14ページをご覧ください。取組の展開として包括的支援体制イメージ図があります。青色の部分である地域住民や団体など、地域を取り巻く多様な主体が「我が事」として問題に気づき解決を試みる環境や、相談を包括的に受け止める体制、専門人材の多機関が協働し包括的に支援する体制など、地域を「丸ごと」支える包括的な体制を構築し、地域福祉の推進を図ります。このイメージ図につきましては、11月17日に開催した第3回の推進委員会において、委員の皆様からご意見をいただいたところがありますので、最終案の決定に向けて修正してまいります。

今後の策定のスケジュールとしては、来月市議会委員会に報告し、その後、12月21日から1月19日にパブリックコメントを実施する予定です。パブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、2月に開催予定としている推進委員会にて最終案を決定する流れとなります。

続きまして、地域福祉活動計画について、東区社会福祉協議会より説明いたします。

(東区社会福祉協議会阿部事務局長)

地域福祉活動計画は、コミュニティ協議会単位で地域福祉を推進するための計画であります。資料の5ページをご覧くださいと、今年度7月から8月にかけて、各コミュニティ協議会単位で地域福祉座談会を開催させていただきました。その中で、現計画の振り返りと見直しを行い、来年度からの次期計画の策定に取り組みました。計画の中身は、それぞれ地域のよいところ、地域の課題、それを受けての目標、目指す姿という構成になっておりますが、これは資料の36ページ以降になります。36ページ以降が、地区別計画という各地区の計画になっています。地区ごとの内容については、後ほどご覧いただきたいと思いますが、東区全体の傾向としまして、それぞれ報告させていただきたいと思っております。

まず、地区の良いところとして4点です。1点目が地域の居場所づくりや顔の見える関係づくりが進んできているということです。例えば、地区ごとに地域の茶の間というものがあります。現計画の初年度、平成27年時点では、東区全体で55か所の地域の茶の間があったのですが、今年度時点、現時点で87か所に増えています。約1.6倍にお茶の間が増えたという形です。また、社会福祉協議会で地域における自治会単位のふれあい事業、ふれあい給食ですとか多世代交流等の助成事業があり、それが平成27年度当時は155件だったのですが、昨年度は201件と、約1.3倍に増加しております。



2点目ですが、登下校時におけるあいさつ、見守り活動についてです。セーフティスタッフですとか、子ども見守り隊など、地域住民による児童の見守り活動が全地区で実施されているという点です。

3点目、地域包括ケア推進事業における取組としまして、地域ごとの困りごと、助けあい団体の立ち上げが方法の一つとして進んでいます。東区12区中、現在4地区でこういった助けあい団体が立ち上がって動き始めています。また、新しく立ち上げに至ってはおりませんが、既存のボランティア団体の仕組みを拡充し、地区に広げるといった取組も進んでいます。

4点目ですが、地域の福祉施設との協働連携が進んでいる点についてです。例えばですが、木戸地区、牡丹山地区では、災害時の一時避難場所として地域の福祉施設を活用しています。南中野山地区では、介護施設内で地域の茶の間を開催するなど、地域住民と施設の交流も進んできています。また、牡丹山地区では、地域の社会福祉法人との協働により、認知症徘徊搜索模擬訓練等の事業も取組が進んできているというような、地域のつながりが段々広く、濃く、深くなってきているといったようなところが良いところとして挙げられます。

一方、課題として、こちらも4点挙げていました。1点目が、情報共有に関する点ということで、自治会・町内会長と民生委員児童委員との情報共有、連携について、なかなか情報共有が進んでいかなかった点がありました。現在、随分進んできてはいますが、まだ不十分であるといったような地区が多く見受けられます。また、情報共有関連としまして、災害時の対応における避難行動要支援者に対する情報共有の仕方及び実際の対応、また避難所の運営について課題があるということが挙げられています。

2点目では、人材の確保、担い手の育成についてです。地域の役員やボランティアの高齢化に伴い、将来地域を支える人材をどのように作り出していくか、育てていくかが課題となっています。

3点目は、地域の居場所づくりについてです。こちらは、良いところとしても挙がっているのですが、地区によっては地域の茶の間を開催する自治会館等の適当な場所がないといったことが課題として挙がっております。また、現在行っているところでも、内容がマンネリ化してきており、そういった点が運営者の課題として挙げられております。

最後、4点目ですが、高齢者等の足の問題、移動手段についてです。運転免許証の返納等により、通院や買い物といった日常生活における移動が困難になってきている高齢者が今後益々増えることに対する課題というものが挙げられております。

地区ごとにこういった課題の解決に向けた、様々な取組の実施についての活動計画となっています。

(後藤会長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(山田委員)

私も委員として出席させていただいています。先日の会議に出席して感じたこととお話したいと思います。

各地区から色々お話を聞かせていただき、色々な情報がありました。そこで感じたことは、

	<p>地区によって差はありますが、地域の茶の間を一つの地域で7つもやっている地区などがあることにとても驚きました。茶の間など皆が集う場所を本当にやりたい方たちが開催されているので、とても良い状況の場所を作ることが出来るのだなということを感じました。</p> <p>また、コミュニティ協議会には、出来るだけ色々な人が参加するべきという意見がありました。そうすることによって、やはり地区には支えよう、助けようという住民の方たちも沢山いらっしゃるので、そういう方達の意見を吸い上げることができる、沢山の方が参加することでそういうことが可能になるのだと思いました。役員の方たちだけで何かしようと思うと限りがあっても、そういう皆さんの力を活かせる組織づくりが大事なのだなということを感じました。</p> <p>(後藤会長)</p> <p>そのほかにご意見等がございますでしょうか。</p> <p>次に4「その他」ですが、これは、私から皆様へご提案があります。</p> <p>来月の全体会議についてですが、現時点で審議事項や報告を受ける案件は特に予定されていないとのことです。今年度は9月も同様の状況であり、全体会議を休会といたしました。来月の会議の開催について皆様にお諮りしたいと思いますが、12月の全体会議で何か審議したいことなどはございますでしょうか。ないようでしたら、部会は予定どおり実施することとして、全体会議は休会とする方向としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、12月の全体会議は、休会とすることといたします。今後の状況により、開催が必要となる場合がありますら、事務局と相談し、適宜対応することといたします。</p> <p>最後に、5「事務連絡」です。事務局からお願いいたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>それでは、事務局よりご連絡いたします。今ほど12月の全体会議は休会となりましたので、次第に記載されております日程につきましては、削除をお願いいたします。</p> <p>各部会は予定どおりですので、第1部会は12月11日(金)午前10時から東区プラザの音楽練習室2にて、第2部会は12月8日(火)午後3時30分から音楽練習室1で、第3部会は12月10日(木)午前10時から音楽練習室2で、委員推薦会議は12月15日(火)午前10時から音楽練習室2で開催します。ご欠席される場合は、事前に事務局までお知らせください。</p> <p>(後藤会長)</p> <p>これで予定された議題はすべて終わりました。会議全体を通して、この機会に何かお知らせしたいことなどはございませんでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和2年度第7回東区自治協議会を閉会いたします。</p>
傍聴者	0名